

## 農地売買支援事業に関するよくある質問 Q&A

(問1)

特例事業（農地売買支援事業）とは何ですか？

(答)

公社が、離農家や規模縮小農家等から農地を購入し、新しく農業を始めようとする人や規模拡大をしようとしている農家等に売渡しを行う事業です。

(問2)

農地を売りたい、又は、買いたいのですが、条件はどうなっていますか？

(答)

まず、農地の所在する市町村農業委員会にご相談ください。  
※売買事業には対象となる農地と売渡す担い手の要件があります。  
また、機構による審査と各市町村農業委員会総会の議決が必要です。

(問3)

農地を売りたいのですが、メリットは何ですか？

(答)

1. 公社等公的な機関・団体が間に立つので安心して売買ができます。
2. 面倒な諸手続きは公社・農業委員会がお引き受けします。
3. 土地の価格は近傍類似取引価格（時価）をもとに算定された額で、速やかに支払われます。
4. 譲渡所得税が800万円（買入協議制度が適用された場合は1,500万円）まで控除されます。

(問4)

農地を買いたいのですが、メリットは何ですか？

(答)

1. 一定期間賃借し、その後に買入れることができるなど、計画的に規模拡大ができます。
2. 即売タイプは、登記費用と登記印紙代が不要となります。
3. 一時貸付タイプは、登記印紙代が不要となります。
4. 即売タイプ及び一時貸付タイプは、不動産取得税の1/3相当額が控除されます。

(問5)

詳しく知りたいのですが、窓口はどこですか？

(答)

農地の所在する市町村農業委員会に御相談ください。